

令和2年度家庭における省エネ支援事業補助金制度のQ&A

〔補助金交付申請書〕

Q:申請者の印鑑は、シャチハタはダメか。

A:シャチハタではなく、朱肉を使用する認印を使用してください。

Q:申請書の印鑑と誓約書の印鑑は、同じ印鑑でないとダメか。

A:意思表示として同じ印鑑を使用してください。

〔補助金の交付対象者〕

Q:H26.3.31以前に建築された住宅を中古で購入し、購入後6年が経過していない場合、補助の対象となるか。

A:対象となります。

Q:住宅の居住者がその住宅の所有者ではない場合は、補助対象となるか。

A:住宅の所有者でない居住者が、住宅の所有者の了承を得て補助対象機器を設置し、その費用を当該居住者が支払った場合は対象となります。

〔補助対象機器〕

Q:SIIに登録申請中の蓄電システムは、補助対象機器となるか。

A:補助金交付申請書兼請求書が当協会に提出された時点で、登録されていない場合は対象となりません。

Q:補助対象機器の設置期間は、10月17日以降なのか。

A:今年度第1次・2次募集で10月16日までは申請できたことから、追加募集は10月17日以降が対象となります。

〔補助金の予定件数〕

Q:補助金の追加予定件数は、何件か。

A:受付件数は予算(10,000千円)の範囲以内であり、「蓄電システム」設置と「蓄電システムと太陽光発電システム」設置を合わせて、予算に達した時点等で申請受付は終了します。

〔提出書類〕

Q:設置工事の完了日を確認する資料は何か。

A:補助対象機器設置後の写真で確認するとともに、太陽光発電システムは添付書類の「電力受給契約内容のお知らせ」等の内容で確認します。

Q:住宅の「登記事項証明書」以外の公的書類とは何か。

A:住宅の新築年月日が確認できる「登記簿謄本」、「登記済権利証」及び市町が発行する「固定資産税納税通知書」等です。

Q:固定資産税納税通知書は、建築年月日の証明書類となるか。

A:新築年月日が記載されているものは、証明書類となります。

(新築年のみで、月日が記載されていない通知書は証明書類となりません。)

Q:登記事項証明書等の住宅所有者と異なる補助金申請者は、自ら居住していることを証明する公的書類は必要か。

A:必要です。自らが居住することを証明する公的書類として「住民票」や「パスポート」、又は有効期限のある「運転免許証」や「国民健康保険被保険者証」等があります。

〔うちエコ診断〕

Q:うちエコ診断は、追加募集ではオンライン診断のみとなっているが、オンライン以外で受診はできないか。

A:新型コロナウイルスの影響により、うちエコ診断士との対面による診断は実施していません。ただし、神戸市須磨区にあります当協会に来所の上(JR鷹取駅から徒歩約10分)、うちエコ診断を希望する方については、土曜・日曜日及び祝祭日を除く10:00～16:00の間で実施可能な場合があります。ご希望の方は、受診者本人から直接、当協会へご相談ください。うちエコ診断実施の際は、モニター等に診断画面を映し、診断士と距離を取りながら診断を行います。

Q:申請からうちエコ診断受診希望日まで、2週間必要だが、2月末に申請した場合でも3月15日までに受診する必要があるか。

A:2月22日以降の申請は、1週間後から受診希望日を指定することができ、3月15日までに受診する必要があります。

〔補助金交付申請の期間〕

Q:これまでは、申請までに1カ月の余裕があったが、今回の追加募集では機器設置後2週間以内に申請書を提出する必要があるが、なぜか。

A:今回の追加募集では募集期間が短く、年度内にうちエコ診断をはじめ審査確認業務を完了する必要があるためです。

Q:10月、11月に設置完了し設置から2週間以上経過しているが、申請できるか。

A:追加募集開始後、2週間以内であれば申請できます。

〔その他〕

Q:賃貸住宅や共同住宅は、補助の対象外か。

A:営業等に使用されている住宅は対象外であり、種類として表示が「共同住宅」や「居宅・店舗」、「居宅・事務所」は対象外です。

Q:自分の所有である賃貸借住宅に住み、その屋根に自己所有の太陽光発電を設置し、蓄電システムを設置するが、補助金の対象となるか。

A:住宅の区分で、登記事項証明書や固定資産税・都市計画税の納税通知書の種類が「賃貸住宅」は、自己所有の賃貸住宅でも対象外です。

Q:自分の所有する敷地内に自宅と自分が所有する賃貸住宅があるので、この賃貸住宅の屋根に太陽光発電施設を設置し、自宅に蓄電システムを設置したが、補助金の対象となるか。

A:賃貸住宅は、自己所有の賃貸住宅でも対象外です。

Q:最初に太陽光発電システムを設置し、その後に蓄電システムを設置した場合は、同時設置の対象となるか。

A:補助対象機器の設置期間内にそれぞれが設置を完了し、受付期間内に同時に補助申請がなされた場合には、対象となります。

Q:令和3年度に補助制度はあるのか。

A:令和3年度事業の内容は、今回の追加募集期限の令和3年2月28日までに、協会のホームページでお知らせします。